

(書式2-3)

簡易株式交換反対通知書

通 知 書

前 略

私は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に公告された
貴社と〇〇〇〇株式会社との株式交換に反対
致します。

以上

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

株主 〇〇〇〇 印

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 殿

解 説

(簡易株式交換への反対通知)

簡易株式交換に際し、これに反対する株式交換完全親会社の株主は、株式交換完全親会社に対しその旨を通知する。当該通知は、株式交換の公告又は通知のあった日から2週間以内に到達する必要がある。

一定数以上の株主の反対通知があった場合は、当該株式交換完全親会社においても、通常株式交換と同様に株式交換契約承認の株主総会決議を経なければならない（会社法第796条第4項）。

